

京都市北文化会館 スポーツ利用料金

(令和5年4月1日から)

	1時間につき	3時間を超えて利用
全 面	円 1,150	円 1,730
2分の1面	580	870

【備考】

- 1 3時間を超えて利用する場合の3時間分は、全面利用に当たっては1時間につき 1,150 円（2分の1面利用の場合は 580 円）とし、4時間目以降は、全面利用に当たっては1時間につき 1,730 円（2分の1面利用の場合は 870 円）とする。

京都市文化会館附属設備利用料金 (体育設備 (京都市北文化会館のみ))

(令和5年4月1日から)

区分		単位	利用料金		
			本番	練習	
体育設備 (京都市北文化会館のみ)	有料ロッカー	1個1回につき1日	円 130	円 —	
	温水シャワー設備	1個につき1回	130	—	
	卓球台	一式につき1時間	190	—	
	ニュースポーツ用具		190	—	
	支柱及びネット	バドミントン用	1組につき1時間	190	—
		バレーボール用		380	—
		テニス用		630	—
	バスケットボール用ゴール	1対につき1時間	630	—	

【備考】

- 1 体育設備（有料ロッカー及び温水シャワー設備を除く。）を3時間を超えて利用する場合の3時間分は、この表により計算した額とし、4時間目以降は、1.5を乗じて得た額とする。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- 2 「ニュースポーツ用具」とは、ラージボール卓球、バウンドテニス、ソフトバレーボール及びインディアカの用具をいう。